

令和2年(2020年)三条市議会第3回定例会請願文書表

受理番号	第 9 号	受理年月日	令和2年6月19日
件 名	加齢性難聴者の補聴器購入に 国の公的補助制度創設を求め る請願	請願者の住所 及び氏名	
紹介議員	久住久俊君 横山一雄君 西沢慶一君 笹川信子君		
請 願 文			
<p>【請 願 理 由】</p> <p>加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。コミュニケーションが減り、会話による脳に入る情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。この聞こえの悪さを克服し、音や言葉を聞き取れるようにし、日常生活を快適に過ごすことができるようにするのが補聴器です。</p> <p>日本の難聴者は欧米と比較して大差ないと言われていています。一方補聴器の使用率は、欧米と比べると大きな開きがあり、日本補聴器工業会の調査報告によりますと、イギリスの47.6%に対して、日本は14.4%と極端に低い数値となっています。この背景には、日本において補聴器が高額であることと補助制度の不十分さがあります。補聴器は片耳当たりおおむね10～50万円と高額で、しかも保険適用がありません。そのため全額自己負担となります。この高額な価格と補助制度の不十分さが、特に低年金暮らしの高齢者の補聴器の使用を妨げています。欧米では補聴器購入に対する公的補助制度が既に確立されていますが、日本では一部の自治体で行っているのみです。三条市においても今年度から50～74歳の単身世帯の者に一定の補助制度が制定されたことは大きな前進ですが、さらに拡充が必要と考えます。</p> <p>難聴が高齢者の社会参加や再雇用などの大きな障害にもなっています。高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができれば、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながります。</p> <p>つきましては、私たちの切実な願いである下記請願事項を採択され、地方自治法第99条に基づいて、内閣総理大臣はじめ関係部署に意見書の提出をお願いいたします。</p> <p>【請 願 事 項】</p> <p>1 加齢による難聴者の補聴器購入に国の公的補助制度を創設すること。</p>			

付託委員会

市民福祉常任委員会

